

平成27年11月18日
法務省矯正局

刑事施設における被収容者に対する給食業務
に係る契約変更について(案)

1 業務概要

(1) 業務名

刑事施設における被収容者に対する給食業務

(2) 契約期間

平成26年6月24日から同36年3月31日まで

(3) 実施場所

大阪拘置所、加古川刑務所、岩国刑務所及び高知刑務所

(4) 業務開始日(予定日)

大阪拘置所：平成27年2月1日

加古川刑務所、岩国刑務所及び高知刑務所：平成28年3月1日

(5) 契約代金額

9,804,240,000円

(うち消費税及び地方消費税の額は、726,240,000円)

2 経緯

被収容者に対する給食業務の民間委託事業については、公共サービス改革法に基づき実施要項を定めた後、民間競争入札プロセスを経て、平成26年6月、エームサービス株式会社と契約を締結し、本年2月1日から、大阪拘置所において業務を開始し、同28年3月1日から、加古川刑務所、岩国刑務所及び高知刑務所において、業務を開始する予定であった。

本業務のうち、岩国刑務所については、本年1月に炊場棟の新営工事に係る入札を実施したところ、落札には至らず不落となり、同年3月及び7月、改めて、入札を実施したものの、入札参加者がなく不調となったため、同28年3月1日からの業務開始が困難な状況となった。

3 契約変更の必要性(やむを得ない事由)

岩国市における特殊事情として、建設業者において、技術者や労働者が確保できない状態にあることが、最終的に入札不調となった理由であり、再度、入札を実施しても落札の見込みがないことから、同所における業務開始日を

確定できない状況が続くため、本業務の契約から、岩国刑務所の業務を解除する契約変更を行う必要がある。

4 変更契約の内容

本業務の契約書上、岩国刑務所における業務に関する部分を削除し、契約金額の変更を行う。

5 契約変更後の対応

岩国刑務所においては、平成28年3月1日から業務を開始する予定であったため、現在は、国が業務を実施しており、同日以降も、引き続き、国が業務を実施することとする。

以上

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年6月2日
法律第51号）（抄）

第21条 国の行政機関等の長等及び公共サービス実施民間事業者は、対象公共サービスを改善するため、又はやむを得ない事由がある場合には、協議により、前条第1項の契約を変更することができる。

- 2 国の行政機関等の長等は、前項の規定により契約を変更しようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。
- 3 国の行政機関等の長等は、前2項の規定により契約を変更したときは、遅滞なく、当該契約の変更の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。